各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長

入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について

入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件(平成26年消防庁告示第4号。 以下「避難時間算定方法等告示」という。)及び特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持 に関する技術上の基準(平成26年消防庁告示第5号。以下「特定駐車場用泡消火設備告 示」という。)が平成26年3月28日に公布されました。

避難時間算定方法等告示は、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)による消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)の改正及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第19号)による消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)の改正に伴い、スプリンクラー設備の設置を要しない構造に係る要件のうち、消防庁長官が定めることとされた入居者、入所者又は宿泊者(以下「入居者等」という。)の避難に要する時間の算定方法等について規定するものです。

特定駐車場用泡消火設備告示は、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成26年総務省令第23号。以下「特定駐車場用泡消火設備省令」という。)の制定に伴い、その設置及び維持に関する技術上の基準について規定するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 避難時間算定方法等告示に関する事項

1 趣旨

避難時間算定方法等告示は、規則第12条の2第2項第2号及び第3項第4号の規定に基づき、入居者等の避難に要する時間の算定方法、火災発生時に確保すべき避難時間の基準及び廊下に通ずる通路の基準を定めるものであること。(第一関係)

2 入居者等の避難に要する時間の算定方法について

入居者等の避難に要する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる 時間を合算した時間とすることとしたこと。(第二関係)

- 一、入居者等が避難を開始するまでに要する時間 施設の延べ面積(単位 m²)の平 方根を30で除して得た値(単位 分)
- 二、入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間 次の──から回までに掲 げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間
 - → 入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間 各居室からの避難経路上の移動距離を次のイからハまでに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間
 - イ 介助者の移動速度(階段上り) 分速54メートル
 - ロ 介助者の移動速度(階段下り) 分速72メートル
 - ハ 介助者の移動速度(階段以外における移動) 分速120メートル
 - 二 介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間 介助用 具等が必要な入居者等の数(2に満たない場合は2とする。)に0.5 (単位 分)を乗じて得た時間を合算した時間
 - 三 入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間 各居室からの避難経路上の移動距離を介助された入居者等の移動速度(分速30メートル)で除して得た時間を合算した時間
- 3 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次の各号に掲げる条件に応じ、当該各号に掲 げる時間とすることとしたこと。 (第三関係)

- 一、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたもの 4分
- 二、次の式に当てはまるもの 4分

居室の床面積×(床面から天井までの高さ-1.8m) ≥ 200 m³

- 三、前二号のいずれにも該当するもの 5分
- 四、第一号又は第二号のいずれにも該当しないもの 3分

4 廊下に通ずる通路の基準

共同住宅(令別表第一(5)項ロ)の住戸を同表(6)項ロの施設の用に供する場合におけるスプリンクラー設備の設置を要しない構造の要件として、当該施設の用に供する各住戸における居室から廊下(規則第12条の2第3項第2号の廊下をいう。以下同じ。)に通ずる通路は、次の各号に定めるところによるものとすることとしたこと。(第四関係)

- 一、居室から廊下に通ずる通路が当該居室以外の居室を通過しないものであること。
- 二、居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸(不燃材料で造られたものに限る。)を設けたものであること。

5 施行期日

避難時間算定方法等告示は、平成27年4月1日から施行すること。

第二 特定駐車場用泡消火設備告示に関する事項

1 趣旨

特定駐車場用泡消火設備告示は、特定駐車場用泡消火設備省令第2条第2号に規定する特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものであること。(第一関係)

- 2 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準として、閉鎖型泡 水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等(構造、材質、試験方 法及び表示)を定めることとしたこと。(第三関係)
- 3 有効感知範囲、有効放射範囲及び開放個数の試験方法

特定駐車場用泡消火設備省令第2条第10号に規定する有効感知範囲の試験方法、同条第11号に規定する有効放射範囲の試験方法及び同令第4条第2号イに規定する閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大開放個数の試験方法を定めることとしたこと。 (第四、第五、第六関係)

4 施行期日

特定駐車場用泡消火設備告示は公布の日(平成26年3月28日)から施行することとしたこと。